運営規程
ふれあいの家　清和苑
（介護予防）認知症対応型共同生活介護

（事業の目的）

第１条　株式会社颯真が開設するふれあいの家　清和苑（以下、「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者又は介護従事者（以下、「介護従事者」という。）が、要介護者及び要支援２で認知症の状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その事業での共同生活において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護従業者等は、利用者の心身の特性を踏まえて、各々が役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し、妥当適切なサービスを行なう。

２　介護従業者は、サービスの提供にあたって親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサ　ービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

３　事業者は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

４　事業の実施に当たっては、北九州市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

⑴　名称　　　ふれあいの家　清和苑

⑵　所在地　　Ⅰ棟：福岡県北九州市八幡東区清田２丁目１２番７号
　　　　　　　Ⅱ棟：福岡県北九州市八幡東区清田２丁目１２番３８号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

⑴　管理者　１名以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

⑵　計画作成担当者　１名以上

計画作成担当者は、必要な計画作成を行う。

⑶　介護従事者　　　日中：利用者３名に対し１名以上
　　　　　　　　　　夜間：１名以上

介護従事者は、介護その他生活全般の援助を行う。

（利用定員）

第５条　事業所の利用定員は、２ユニット１８名とする。

（サービスの内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

(1)　共同生活を営み、入浴、排せつ、食事等の介護

(2)　日常生活上の世話

(3)　機能訓練

（利用料その他の費用の額）

第７条　事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

２　前項の費用及び別紙料金表に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いの同意を文書で得ることとする。

３　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

（入居にあたっての留意事項）

第８条　入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

(1)　入居者は、要支援２及び要介護者であって、認知症の状態であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

(2)　入居者は、主治医の診断書等により認知症の状態にあることが確認できる者とする。

(3)　入居申申込者が、入院治療を要するものであること等入居者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介するものとする。

(4)　入居者の心身の状況、生活歴、病院等の把握に努めること。

(5)　利用者は原則、北九州市の被保険者とする。

（非常災害対策）

第９条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は指揮・避難誘導等についての責任者を定め、年２回定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条　従業者は、事業の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者及び利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に報告する。また、主治医への連絡が困難の場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第 11 条　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

２　事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

（苦情処理）

第 12 条　事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（身体拘束について）

第13条　事業所は、身体拘束は行わないが、以下の「３つの要件」を満たし、緊急やむを得ない状態であると判断された場合のみ行うものとする。

①　利用者・家族の説明

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者やその家族にできる限り詳細に説明し、十分に理解が得られるように努め、同意書署名、捺印をいただく。

②　介護記録への記載

個別カルテに、状態及び心身の状況を記録する。

③　身体拘束、行動の制限を解除することを目標に、事業所内でのカンファレンスを目標が達成されるまで継続的に行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 14 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)　虐待の防止のための指針を整備する。

(3)　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4)　上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

ものとする。

（地域との連携等）

第 15 条　事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

2　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの従業者又は市の職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2　事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)　採用時研修　　　採用後３か月以内

(2)　継続研修　　　　年４回

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5　事業所は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6　事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する諸記録を整備し、介護サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

7　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社颯真と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和８年１月１日から施行する。

別紙　利用料金表

令和６年６月改定版

＜ふれあいの家　清和苑＞

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【家賃等】

項目	料金	備考
家賃	５２，０００円／月	（非課税）　※一人当たり
水光熱費	２８，８５０円／月	（非課税）
食費	４６，５００円／月 （喫食数に応じて変動します）	（税込） 【内訳】　１，５００円／日（３１日利用した場合） 朝食：４００円　昼食：５００円　夕食：６００円
その他	実費負担	□介護用品（おむつ代等）、日用消耗品、理美容代、教育娯楽費、買い物等 □レクリエーション、外出時の入場料等 □病院受診による外出時の交通費（タクシー代）等
電気代について	持ち込み電化製品の電気使用については、ワット数及び推定使用時間に応じて別途請求	
支払い方法	口座振替　　　※別途手続きが必要です 月末締、翌月２６日引き落とし（土日祝日の場合は翌営業日） 委託先：三菱 UFJ ファクター代金回収サービス　ワイドネット	

【介護保険報酬】

①　基本サービス

要介護区分	単位数（１日につき）	利用金額	自己負担金額（１日につき）		
			１割	２割	３割
要支援２	749 単位	7,594 円	760 円	1,519 円	2,279 円
要介護１	753 単位	7,635 円	764 円	1,527 円	2,291 円
要介護２	788 単位	7,990 円	799 円	1,598 円	2,397 円
要介護３	812 単位	8,233 円	824 円	1,647 円	2,470 円
要介護４	828 単位	8,395 円	840 円	1,679 円	2,519 円
要介護５	845 単位	8,568 円	857 円	1,714 円	2,571 円

② 加算

種類		単位数	利用金額	自己負担金額		
				1割	2割	3割
医療連携体制加算（1日につき）	（Ⅰ）イ	57単位	577円	58円	116円	174円
	（Ⅰ）ロ	47単位	476円	48円	96円	143円
	（Ⅰ）ハ	37単位	375円	38円	75円	113円
	（Ⅱ）	5単位	50円	5円	10円	15円
認知症対応型協力医療機関連携加算1（1月につき）	（1）	100単位	1014円	102円	203円	305円
	（2）	40単位	405円	41円	81円	122円
栄養管理体制加算（1月につき）		30単位	304円	31円	61円	92円
口腔衛生管理体制加算（1月につき）		30単位	304円	31円	61円	92円
口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき）＊6月に1回限度		20単位	202円	21円	41円	61円
サービス提供体制強化加算（1日につき）	（Ⅰ）	22単位	223円	23円	45円	67円
	（Ⅱ）	12単位	121円	13円	25円	37円
	（Ⅲ）	6単位	60円	6円	12円	18円
初期加算（1日につき）		30単位	304円	31円	61円	92円
若年性認知症利用者受入加算（1日につき）		120単位	1216円	122円	244円	365円
生活機能向上連携加算（1月につき）	（Ⅰ）	100単位	1014円	102円	203円	305円
	（Ⅱ）	200単位	2028円	203円	406円	609円
退所時相談援助加算（1人につき1回まで）		400単位	4056円	406円	812円	1,217円
入院時費用（1日につき）		246単位	2494円	250円	499円	749円
認知症専門ケア加算（1日につき）	（Ⅰ）	3単位	30円	3円	6円	9円
	（Ⅱ）	4単位	40円	4円	8円	12円

看取り介護加算	（１）死亡日以前31日～45日	72 単位	730 円	73 円	146 円	219 円
	（２）死亡日以前4～30日	144 単位	1460 円	146 円	292 円	438 円
	（３）死亡日以前2日又は３日	680 単位	6895 円	690 円	1,379 円	2,069 円
	（４）死亡日	1280 単位	12979 円	1,298 円	2,596 円	3,894 円

③ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（II）	所定単位数の　17.8%

（注１）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（北九州市の地域区分は「７級地」のため、単位数に 10.14 を乗じた額）であり、これが改定された場合はこれら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
（注２）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。
（注３）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。
（注４）自己負担割合は、前年の所得に応じて決定されます。「介護保険負担割合証」に記載の負担割合をご確認ください。
（注４）加算については、施設が体制要件を満たした場合に料金が発生します。施設の体制は変更になることがあります。
（注５）利用者は原則、北九州市の被保険者に限ります。